

砂川市ノンストップ自動料金収受システム車載器搭載促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この訓令は、ノンストップ自動料金収受システム(以下「E T C」という。)車載器の購入者に対し、砂川市ノンストップ自動料金収受システム車載器搭載促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市民の有料道路通行時における一層の利便性向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市税の滞納がない、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 砂川市に住民登録を有する者
- (2) 砂川市に事務所又は事業所を有する法人

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、E T C車載器を取り扱う業者(以下「販売業者」という。)において、次の要件を満たす自動車に搭載するE T C車載器の購入、取付け及びセットアップに要した費用(消費税及び地方消費税を含む。以下「購入費」という。)とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が所有者又は使用者である自動車(全長12メートル以下の自動車に限る。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、購入費の3分の1以内の額とし、5,000円を限度とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、砂川市ノンストップ自動料金収受システム車載器搭載促進補助金交付申請書(別記第1号様式)にE T C車載器の購入費を証明する領収書又はE T C車載器販売(設置)証明書(別記第2号様式)、セットアップを行った販売業者が発行するE T C車載器セットアップ証明書の写し及び搭載した車両の車検証の写しを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、速やかに砂川市ノンストップ自動料金収受システム車載器搭載促進補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、砂川市ノンストップ自動料金収受システム車載器搭載促進補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金交付決定を取り消し、又は交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金交付決定を受けた場合

(2) 補助することが不相当と認められる事実があった場合

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、砂川市ノンストップ自動料金収受システム車載器搭載促進補助金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、返還の方法及び期限を定め、砂川市ノンストップ自動料金収受システム車載器搭載促進補助金返還命令書(別記第6号様式)により返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。